

随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2019000862 工業用水道 電気計装機器保守点検（その1）業務委託
	履行場所	南相馬市原町区牛来字大沢 地内外
契 約 内 容	種類	業務委託
	概要	・水質計器点検 1回 ・計測機器点検 1回 ・テレメータ点検 1回
相 手 方	名称	東芝インフラシステムズ株式会社 東北支社
	代表者	支社長 鈴木 康之
	所在地	宮城県 仙台市 青葉区本町二丁目1番29号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	<input checked="" type="checkbox"/> 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	<input type="checkbox"/> 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	<input type="checkbox"/> 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	<input type="checkbox"/> 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	<input type="checkbox"/> 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	<input type="checkbox"/> 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	<input type="checkbox"/> 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	<input type="checkbox"/> 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本業務は、工業用水施設の浄水機能を維持し円滑な運用を図るため、電気計装機器の保守点検を行うものである。 点検対象機器は東芝インフラシステムズ株式会社の製品であり、点検にはメーカー独自の技術力が必要であることから、東芝インフラシステムズ株式会社と随意契約とするものである。	
工事等担当課名 [建設部水道課]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2019000929 農業水利施設等保全再生事業(南相馬地区)ため池放射性物質対策詳細調査及び対策工設計業務委託
	履行場所	南相馬市原町区馬場字横川地内外
	種類	業務委託
概 要	概要	農業用ため池 2池 詳細調査 2池 現況調査1式、空間池底線量測定1式 解析業務1式、点検取りまとめ1式 実施設計 2池 深淺測量・平面測量1式、図面作成・数量計算1式 施工計画及び仮設計画1式、工事費積算1式
	名称	福島県土地改良事業団体連合会
相 手 方	代表者	会長 車田 次夫
	所在地	福島県 福島市 南中央三丁目36番地
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	<input checked="" type="checkbox"/> 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	<input type="checkbox"/> 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	<input type="checkbox"/> 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	<input type="checkbox"/> 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	<input type="checkbox"/> 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	<input type="checkbox"/> 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	<input type="checkbox"/> 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	<input type="checkbox"/> 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】	
	<p>当該業者は、福島県内のため池の特性・状況等について見識があり、当市においても平成27年度の詳細調査を実施したことから、当市のため池についても熟知しており、最も効率的に業務を行うことができる。</p> <p>また、本業務を行うためには、国が定めた「ため池放射性物質対策技術マニュアル」の指針により、日本原子力開発機構と福島県土地改良団体連合会が共同開発した「セシウム水中測定検出器」機材の使用が必須であり、他企業への貸出しや同等の性能の機材が無いことから、当該業者と随意契約を行いたい。</p>	
工事等担当課名 〔 経済部農林整備課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2019000930 営農再開支援水利施設等保全事業ため池等保全（南相馬地区）ため池堆積土状況調査設計業務委託
	履行場所	南相馬市原町区上北高平字入道迫地内外
	種類	業務委託
概 要	概要	農業用ため池 10池 （原町3池、小高7池） 平面測量 10池 地積厚調査 10池 設計書作成 10池
	名称	福島県土地改良事業団体連合会
相 手 方	代表者	会長 車田 次夫
	所在地	福島県 福島市 南中央三丁目36番地
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	<input checked="" type="checkbox"/> 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	<input type="checkbox"/> 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	<input type="checkbox"/> 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	<input type="checkbox"/> 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	<input type="checkbox"/> 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	<input type="checkbox"/> 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	<input type="checkbox"/> 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	<input type="checkbox"/> 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本事業は東日本大震災による原発事故により、避難を余儀なくされた地域を対象としており、ため池放射性物質対策の調査の結果が判明するまでは、ため池の維持管理が出来ず土砂上げを実施できなかったため池を対象としています。</p> <p>当該業者は、今回対象となるため池の放射性物質対策の調査を実施した業者であり、現在も、発注者支援業者として市から受注し、継続中となっていることから、調査データを効率的に活用し、設計を行えるのは当該業者であるため随意契約を行いたい。</p>	
工事等担当課名 〔 経済部農林整備課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2019000938 横川ダム機械設備保守点検業務委託
	履行場所	南相馬市原町区馬場字滝地内
	種類	業務委託
	概要	機械設備保守点検業務 取水ゲート12基、洪水吐ゲート2門、ホロージェットバルブ2基、導水路ゲート2門、分水ゲート2門、除塵機2基
相 手 方	名称	株式会社 I H I インフラ建設 東北支店
	代表者	支店長 太田 和宏
	所在地	宮城県 仙台市 青葉区本町一丁目1番1号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	<input checked="" type="checkbox"/> 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	<input type="checkbox"/> 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	<input type="checkbox"/> 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	<input type="checkbox"/> 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	<input type="checkbox"/> 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	<input type="checkbox"/> 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	<input type="checkbox"/> 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	<input type="checkbox"/> 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本業務は、横川ダムの機械設備保守点検業務であり、委託予定業者が開発設置したもので既存装置との互換性及び特殊器具を必要とするため他社での履行はできないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約としたい。</p>	
工事等担当課名 〔 経済部農林整備課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2019000939 横川ダム電気設備保守点検業務委託
	履行場所	南相馬市原町区馬場字滝地内外
	種類	業務委託
相 手 方	名称	株式会社有電社 東北支店
	代表者	支店長 加藤 直基
根 拠 規 定	所在地	宮城県 仙台市 青葉区二日町18番25号
	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	<input checked="" type="checkbox"/> 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	<input type="checkbox"/> 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	<input type="checkbox"/> 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	<input type="checkbox"/> 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	<input type="checkbox"/> 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	<input type="checkbox"/> 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	<input type="checkbox"/> 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
<input type="checkbox"/> 9号	落札者が契約を締結しないとき	
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本業務は、横川ダムの電気設備保守点検業務であり、委託予定業者が開発設置したもので既存装置との互換性及び特殊器具を必要とするため他社での履行はできないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約としたい。	
工事等担当課名 〔 経済部農林整備課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2019000940 高の倉ダム機械・電気設備保守点検業務委託
	履行場所	南相馬市原町区高倉字細倉地内
	種類	業務委託
概 要	概要	機械・電気設備保守点検 取水ゲート6門、洪水吐ゲート2門、開閉装置1基、ホロージェットバルブ1基、非常用バルブ1基、河川放流ゲート1門、分水エゲート2門、電気設備1式
	名称	株式会社丸島アクアシステム 東北支店
相 手 方	代表者	支店長 渡邊 秀典
	所在地	宮城県 仙台市 宮城野区榴岡3-7-35 損保ジャパン仙台ビル
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	<input checked="" type="checkbox"/> 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	<input type="checkbox"/> 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	<input type="checkbox"/> 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	<input type="checkbox"/> 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	<input type="checkbox"/> 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	<input type="checkbox"/> 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	<input type="checkbox"/> 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	<input type="checkbox"/> 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本業務は、高の倉ダムの機械・電気設備保守点検業務であり、委託予定業者が開発設置したもので既存装置との互換性及び特殊器具を必要とするため他社での履行はできないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約としたい。</p>	
工事等担当課名 〔 経済部農林整備課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 総合病院改修工事実施設計業務委託
	履行場所	南相馬市原町区高見町二丁目 地内
	種類	業務委託
	概要	平成28年度に本院老朽化対策工事に伴う実施設計(病院基本インフラ部分)を行ったが、設計当初から時間が経過しさらに、現状の院内修繕箇所の状況変化に対応する為、実施設計の見直しを行うもの。
相手方	名称	株式会社 関・空間設計
	代表者	代表取締役社長 渡邊 宏
	所在地	宮城県仙台市青葉区本町2丁目1番8号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>上記業者は、本院開院時の設計業者であり当該施設全般の構造を熟知しており、さらに平成28年度当時に老朽化対策工事にかかる実施設計業務を委託した業者である。</p> <p>さらに今回の実施設計業務委託は、当時行った実施設計の見直しが主たる業務であること、また、当時の修繕要望箇所から現在の病院のとりまく状況変化に対応した細かな実施設計の見直しが求められることから、費用も抑えつつ短期間に的確かつ迅速な業務が見込めることから、当時実施設計を行った上記業者と随意契約するものである。</p>	
工事等担当課名 { 総合病院事務課 }		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2019000981 ふくしま森林再生事業 森林整備等（原町45林班その1）総合監理業務委託
	履行場所	南相馬市原町区信田沢地内
	種類	業務委託
概 要	概要	下記の森林整備等の総合監理業務委託 森林整備 A=11.69ha 内訳 (間伐) 0.36ha (更新伐) 11.33ha 放射性物質拡散防止対策 丸太筋工 L=60m
	相 手 方	名称 福島県森林組合連合会 代表者 代表理事長 秋元 公夫 所在地 福島県 福島市 中町5番18号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	<input checked="" type="checkbox"/> 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	<input type="checkbox"/> 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	<input type="checkbox"/> 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	<input type="checkbox"/> 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	<input type="checkbox"/> 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	<input type="checkbox"/> 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	<input type="checkbox"/> 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	<input type="checkbox"/> 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本業務は、ふくしま森林再生事業 森林整備等（原町45林班その1）業務委託の総合監理業務である。 当該総合監理業務においては、年度別事業実施計画の作成業者（福島県森林組合連合会）が森林整備等の設計内容を熟知しており、最も効率的に業務を行うことができるため随意契約するものである。</p>	
工事等担当課名 [経済部農林整備課]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2019000990		
	履行場所	ため池ハザードマップ作成（簡易解析）業務委託		
	種類	業務委託		
概 要	概要	ハザードマップ作成業務 直接業務（簡易解析） 計画準備 現地調査 とりまとめ・報告書作成 旅費交通費 旅費交通費	53箇所、氾濫シミュレーション 53箇所、浸水想定区域図作成 53箇所 27回	53箇所 53箇所
	相 手 方	名称	福島県土地改良事業団体連合会	
	代表者	会長 車田 次夫		
	所在地	福島県 福島市 南中央三丁目36番地		
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項			
	<input checked="" type="checkbox"/> 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの		
	<input type="checkbox"/> 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約		
	<input type="checkbox"/> 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ		
	<input type="checkbox"/> 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき		
	<input type="checkbox"/> 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき		
	<input type="checkbox"/> 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき		
	<input type="checkbox"/> 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき		
	<input type="checkbox"/> 9号	落札者が契約を締結しないとき		
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】			
	<p>本業務においては、住宅や農地等が複雑に入り組んでいるため池下流側地域の地形情報が必要でるとともに、氾濫シミュレーションの特徴分析など農業土木分野の高い専門性が求められる。</p> <p>当該業者においては、福島県内の地形データ等を所有するとともに、既にハザードマップ作成にかかるシステムを開発及び実用実績があることから、確実な履行が見込める当該業者と随意契約するもの。</p>			
工事等担当課名 〔 経済部農林整備課 〕				

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2019001046 ため池放射性物質対策工（南相馬地区）除去土壌物環境省仮置場運搬業務委託
	履行場所	南相馬市小高区北鳩原字白坂地内外
	種類	業務委託
概 要	環境省仮置場運搬業務	1式
	除去土壌物運搬	3, 869袋 原町区 353袋 小高区 3, 516袋
相 手 方	名称	南相馬市復興事業協同組合
	代表者	理事長 石川 俊幸
	所在地	南相馬市 原町区橋本町四丁目43番地1
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	<input checked="" type="checkbox"/> 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	<input type="checkbox"/> 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	<input type="checkbox"/> 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	<input type="checkbox"/> 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	<input type="checkbox"/> 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	<input type="checkbox"/> 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	<input type="checkbox"/> 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	<input type="checkbox"/> 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>当該組合は、運搬対象のため池の放射性物質対策工業務を受注しており、ため池対策工の現場完了後に土壌物を環境省仮置場へ速やかに運搬が可能であるとともに、現場の状況や除去土壌の取扱い等を熟知していることから、確実な履行が見込める当該組合と随意契約するもの。</p>	
工事等担当課名 [経済部農林整備課]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。